

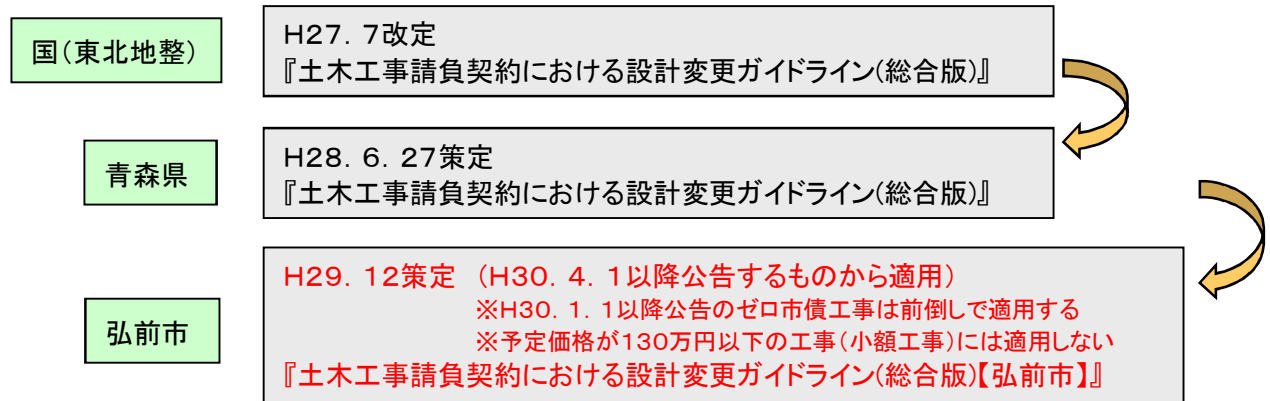
# 『土木工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)【弘前市】』の策定概要

## ○策定の目的

- ・発注者と受注者が設計変更に対する情報を共有し、相互理解のうえ円滑な変更手続きを図る。
- ・発注者側の設計変更に対する知識を深め、理解の向上に努める。
- ・発注者においては当初設計を慎重に進め、不要な変更を防止する。

## ○策定経緯

青森県の『土木工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)』に習い、弘前市においても当該ガイドラインを策定するものである。



## ○策定内容

『土木工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)【弘前市】』の要点は以下のとおりである。

### 1. 設計変更ガイドライン

設計変更に係る業務の円滑化を図るために、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておくために策定したもの

- ① 契約の**一事項**として扱うこととし、**特記仕様書**へその旨記載
- ② 受発注者間で認識共有を図るため、**工事打合せ簿(指示)**に変更内容の概算額(参考値)を記載
- ③ **書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務**について、**設計変更の対象とする旨**記載

### 2. 工事一時中止に係るガイドライン

一時中止に伴う現場管理費の増加等の課題を踏まえ、受発注者が工事の一時中止について共通認識のもとに、適正な対応を行うために策定したもの

- ① 工事施工にあたり不可要因を発見した場合、**受注者から発注者に協議を行うことができる旨**記載
- ② 工事を一時中止した場合、受注者は**基本計画書に再開に備えての方策や中止に伴う増加費用等を記載し、受発注者間で確認する旨**記載
- ③ 一時中止の解除にあたり、受注者は**協議に基づく工期短縮を行う場合、工期短縮計画書を作成し発注者と協議を行う旨**記載

### 3. 設計図書の照査ガイドライン

受発注者間の照査の解釈の違いを解消するため、設計図書の照査項目を内容チェックリストにより確認できるようにしたもの

- ① 受発注者間の照査の解釈の違いを解消するため、**設計図書の照査の基本的な考え方と照査項目のチェックリスト**を記載
- ② チェックリストに基づく**照査結果**については、**工事打合せ簿に添付して監督員に報告**することで**条件明示漏れ等の防止徹底**を図る